

11342P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

42

# 消費税法

▼  
理論ドクター



令和7年度試験対策

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！

インボイス制度

導入に対応！

**TAC出版**  
TAC PUBLISHING Group

## はじめに

---

消費税法の出題理論には、大きく分けて次の3つがある。

- ① 単純に理論マスターどおりに解答する個別理論問題
- ② 複数の条文を組み合わせて解答させる応用理論問題
- ③ 事例理論問題

このうち、②の応用理論は近年難易度が上昇の一途をたどり、法律全体の体系、各規定のつながり、規定の趣旨等も理解していなければ対処できなくなってきた。解答についても単に条文を解答するだけでなく、解答（取扱い）の要旨を説明することが要求される。

本書を利用することにより、多くの受験生の応用理論対策が、より完璧なものになれば幸いである。そして、一人でも多くの受験生に栄冠が輝くことを願ってやまない。

（本書は令和6年10月現在の法令に準拠している。）

TAC税理士講座

# CONTENTS

## 目 次

<b>事例理論対策</b>		<b>ページ</b>
(1) 売上げ項目の取扱い	.....	xv
(2) 仕入れ項目の取扱い	.....	xvi
(3) リバースチャージ等の取扱い	.....	xvii
<b>第1章 テーマ別理論問題</b>		
<b>テーマ1 課税の対象</b>		<b>ページ</b>
<b>1 課税の対象</b>		(2)
基礎力養成 定 義	.....	3
実 力 養 成 内外判定①	.....	4
実 力 養 成 内外判定②	.....	5
基礎力養成 定 義	.....	6
<b>2 非課税</b>		
基礎力養成 非課税の判定①	.....	7
基礎力養成 非課税の判定②	.....	8
実 力 養 成 土地等	.....	9
実 力 養 成 保険診療	.....	10
質 疑 応 答 記念金貨	.....	11
<b>3 免 稅</b>		
参 考 消費税法以外の免税	.....	13
基礎力養成 個 別	.....	14
基礎力養成 輸出免税等①	.....	15
参 考 非居住者に対する役務の提供	.....	16
実 力 養 成 輸出免税等②	.....	17
実 力 養 成 クロスライセンス	.....	18
実 力 養 成 市場調査	.....	19
実 力 養 成 非課税・免税	.....	20
実 力 養 成 取引分類及び理由	.....	21
実 力 養 成 取扱い及び理由	.....	24
実 力 養 成 輸出物品販売場における免税	.....	26
参 考 輸出物品販売場制度に関するQ & A	.....	28

<b>テーマ2</b>	<b>納税義務</b>	(32)
<b>1 課税事業者の選択等</b>		
基礎力養成	課税事業者の選択等①	34
実 力 養 成	課税事業者の選択等②	35
実 力 養 成	課税事業者の選択等③	36
実 力 養 成	課税事業者の選択等④	37
<b>2 前年等の課税売上高</b>		
実 力 養 成	前年等①	38
実 力 養 成	前年等②	41
<b>3 合 併</b>		
基礎力養成	合 併	45
参 考	出題形式	46
基礎力養成	吸収合併	47
実 力 養 成	新設合併	48
<b>4 分 割</b>		
基礎力養成	分割等①	49
実 力 養 成	分割等②	50
参 考	分割等の範囲	51
<b>5 新設法人</b>		
基礎力養成	新設法人①	52
実 力 養 成	新設法人②	53
<b>6 特定新規設立法人</b>		
基礎力養成	特定新規設立法人	54
<b>7 高額特定資産を取得した場合等</b>		
基礎力養成	高額特定資産①	55
実 力 養 成	高額特定資産②	56
実 力 養 成	高額特定資産③	56
<b>8 その他の納税義務</b>		
実 力 養 成	設立1期	57
実 力 養 成	実質判定	58
実 力 養 成	信託財産	58
実 力 養 成	法人課税信託の受託者	59

<b>テーマ3</b>	<b>資産の譲渡等の時期</b>	(60)
1	<u>延払基準</u>	
基礎力養成	延払基準	61
2	<u>工事進行基準</u>	
基礎力養成	工事進行基準①	62
基礎力養成	工事進行基準②	62
<b>テーマ4</b>	<b>課税期間</b>	(64)
基礎力養成	課税期間①	65
実 力 養 成	課税期間②	66
<b>テーマ5</b>	<b>納税地</b>	(67)
基礎力養成	納税地	67
<b>テーマ6</b>	<b>課税標準及び税率</b>	(68)
基礎力養成	対価の額	68
実 力 養 成	課税資産の譲渡等	69
<b>テーマ7</b>	<b>税額控除</b>	(70)
1	<u>仕入税額控除</u>	
(1)	<u>仕入税額控除の原則</u>	
基礎力養成	個別対応方式・一括比例配分方式	71
基礎力養成	個別対応方式	72
実 力 養 成	課税売上割合①	73
実 力 養 成	課税売上割合②	74
実 力 養 成	課税仕入れの判定	75
実 力 養 成	用途区分①	76
実 力 養 成	用途区分②	77
(2)	<u>適格請求書等保存方式</u>	
実 力 養 成	2割特例が受けられなくなる場合	78
実 力 養 成	課税仕入れに係る消費税額の計算	79
実 力 養 成	正誤問題	80
(3)	<u>非課税資産の輸出等</u>	
基礎力養成	輸出取引等の分類	82
基礎力養成	非課税資産の輸出等①	83
実 力 養 成	非課税資産の輸出等②	84
基礎力養成	資産の国外移送	85

<b>(4) 仕入れに係る対価の返還等</b>	
基礎力養成 仕入返還等①	86
基礎力養成 仕入返還等②	87
<b>(5) 調整対象固定資産</b>	
実力養成 著しい変動①	88
実力養成 著しい変動②	90
実力養成 著しい変動と転用	92
<b>(6) 居住用賃貸建物</b>	
基礎力養成 居住用賃貸建物①	94
基礎力養成 居住用賃貸建物②	95
<b>(7) 棚卸資産</b>	
基礎力養成 棚卸資産の調整	96
実力養成 合併	97
基礎力養成 高額特定資産等との関係	99
<b>(8) 簡易課税</b>	
基礎力養成 還付を受ける場合	100
基礎力養成 課税仕入れ等がない場合	101
実力養成 簡易課税の判定①	102
実力養成 簡易課税の判定②	104
実力養成 原則課税に変更する場合①	106
実力養成 原則課税に変更する場合②	108
<b>2 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除</b>	
基礎力養成 売上返還等①	111
基礎力養成 売上返還等②	111
実力養成 売上返還等③	112
<b>3 貸倒れに係る消費税額の控除等</b>	
基礎力養成 貸倒れ①	113
基礎力養成 貸倒れ②	114

<b>テーマ8</b>	<b>申告、納付、還付等</b>	(116)
<b>1 中間申告</b>		
基礎力養成	六月中間申告	117
基礎力養成	無申告の場合	117
<b>2 確定申告</b>		
基礎力養成	個人事業者	118
基礎力養成	提出期限①	118
基礎力養成	提出期限②	119
実 力 養 成	提出期限③	120
<b>3 還付を受けるための申告</b>		
基礎力養成	還付を受ける場合①	122
基礎力養成	還付を受ける場合②	123
<b>4 引取りに係る申告</b>		
基礎力養成	一般申告課税貨物	124
基礎力養成	納期限	125
<b>5 更正の請求</b>		
基礎力養成	国税通則法	126
基礎力養成	輸入の場合	126
実 力 養 成	更正の請求・修正申告	127
参 考	消費税法の特例	127
<b>テーマ9</b>	<b>雑 則</b>	(128)
<b>1 国等に対する特例</b>		
基礎力養成	特定収入①	130
参 考	別表第三に掲げる法人・人格のない社団等	130
基礎力養成	特定収入②	131
実 力 養 成	特定収入③	132
<b>2 総額表示義務</b>		
基礎力養成	価格の表示	135
<b>テーマ10</b>	<b>国境を越えた役務の提供</b>	(136)
<b>1 電気通信利用役務の提供</b>		
実 力 養 成	電気通信利用役務の提供の判定	138
実 力 養 成	内外判定	140

<b>2 事業者向け電気通信利用役務の提供</b>		
実 力 養 成	事業者向け電気通信利用役務の提供……………	144
基礎力養成	特定課税仕入れの返還等……………	146
実 力 養 成	特定課税仕入れがなかったものとされる場合……………	147
実 力 養 成	国外事業者の表示義務……………	147
<b>3 消費者向け電気通信利用役務の提供</b>		
基礎力養成	消費者向け電気通信利用役務の提供……………	149
<b>4 芸能・スポーツ等の役務の提供</b>		
実 力 養 成	特定役務の提供の判定……………	151

## 第2章 国税庁質疑応答事例

### I 国内取引の判定

1	国外に支払う技術使用料、技術指導料	154
2	海外工事に対する人材派遣	154
3	海外からのソフトウェアの借り入れ	155
4	広告請負に係る内外判定	155
5	看板広告に係る内外判定	156
6	国内資産の国外販売及び輸入に係る課税関係	156
7	海外プラント工事に係る助言・監督業務の下請	158

### II 課税の対象

1	会社員が行う建物の貸付けの取扱い	159
2	会社員が自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却	159
3	違約入居者から受け取る割増賃料	160
4	建物賃貸借に係る保証金から差し引く原状回復工事費用	160
5	マンション管理組合の課税関係	161
6	給与負担金（給料及び旅費、日当の実質負担）	161
7	実費弁償金の課税	162
8	土地に設定された抵当権の譲渡	162
9	土地の収用に伴い消滅する借地権に係る補償金	163
10	土地信託と消費税	164
11	自己株式の取扱い	164
12	所有権移転外ファイナンス・リース取引における残価保証等	165
13	中古車販売における未経過自動車税等の取扱い	166

### III 非課税

1	道路占用料	167
2	電柱の使用料	167
3	匿名組合の出資者の持分の譲渡	168
4	貸ビル建設期間中に借主が支払う地代相当額	168
5	借地権の譲渡又は転貸に際して地主に支払われる名義書換料	169
6	転貸を前提とした住宅の貸付け	169
7	クレジット手数料	170
8	貸株取扱手数料及び品貸料	170
9	産後ケア事業を一部委託した場合の消費税の取扱い	171

### IV 輸出取引等の範囲

1	国内に営業所等を有する非居住者に対する役務の提供	172
---	--------------------------	-----

<b>V 仕入税額控除（課税仕入れの範囲）</b>	
1 単身赴任手当等.....	174
2 所有権移転外ファイナンス・リース取引について 賃借人が貸貸借処理した場合の取扱い.....	175
3 スキヤナで読み取った電磁的記録の保存による仕入税額控除の適用 について.....	176
4 出張旅費、宿泊費、日当等に係る仕入税額控除の適用要件.....	177
<b>VI 仕入税額控除（課税売上割合の計算）</b>	
1 再ファクタリング.....	178
2 外債の受取利子で輸出取引とみなされるもの.....	179
3 外国銀行への預金から生じる利子.....	180
<b>VII 仕入税額控除（課税仕入れ等の区分）</b>	
1 利子等を明示した場合のリース資産の仕入税額控除.....	181
2 商品券の印刷費に係る仕入税額控除.....	182
3 建設現場で支出する交際費.....	182
4 薬品の仕入れについての仕入税額控除.....	183
5 貸ビルを建設する土地の造成費.....	183
6 貸ビル建設予定地上の建物の撤去費用等.....	184
7 被災者に対する自社製品等の提供.....	185
8 試作用、サンプル用資材の税額控除.....	186
9 保有目的株式を取得した場合の用途区分.....	186
<b>VIII 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税</b>	
1 事業者向け電気通信利用役務の提供の範囲.....	187
2 国外事業者に支払うインターネット宿泊予約サイトへの掲載手数料	188
3 免税事業者からの特定課税仕入れ.....	189
4 特定課税仕入れがある場合の課税売上割合の計算.....	190
5 いわゆる「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合の 仕入税額控除.....	190

## 第3章 軽減税率制度に関するQ & A

### I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

1	「飲食料品」の範囲	194
2	「食品」の原材料となる酒類の販売	194
3	みりん、料理酒、調味料の販売	195
4	酒類の原料となる食品の販売	195
5	「添加物」の販売	195
6	化粧品メーカーへの「添加物」の販売	196
7	健康食品、美容食品等の販売	196
8	飲食料品のお土産付きのパック旅行	196
9	日当等の取扱い	197
10	レストランへの食材の販売	197
11	食品の加工	198
12	保冷剤を付けた洋菓子の販売	198
13	果物狩り、潮干狩り、釣り堀	198
14	自動販売機	199
15	飲食料品を販売する際に使用される容器	199
16	委託販売手数料の取扱い	200
17	食玩	201
18	食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性	202
19	食品と非売品のおもちゃの一括譲渡	202
20	販促品付きペットボトル飲料	203
21	1万円以下の判定単位	204
22	一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合	204
23	合理的な割合が不明な小売事業者等	205

### II 外食の範囲

1	社員食堂での飲食料品の提供	206
2	旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供	206
3	ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等	207
4	出前の適用税率	207
5	配達先での飲食料品の取り分け	207

### III 「新聞の譲渡」の範囲等

1	いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売	208
2	「定期購読契約」に基づく新聞の範囲	208
3	電子版の新聞	208

(MEMO)

# 本書の利用方法

---

- 1 各テーマごとの理論体系を確認すること。
- 2 本書は、理論問題解答にあたってのトレーニングである。各問題につき、何を解答の柱に挙げるべきかを考えること。

(注1) 各問題には、配点が付されていないため、ボリュームに応じ、解答の優先順位が異なることがある。

(注2) 解答の柱が挙げられるようになっても答案に解答を残せないと得点できないため、1題でも多くの個別理論の暗記に努めることが重要となる。
- 3 本書の解答上、理論マスター $[1-1]$ を参照する部分については、 $[M1-1]$ の形で示すものとする。  
別冊の理論マスターでその部分の内容を確認してほしい。

## 理論解答にあたってのポイント

---

- 1 解答（取扱い）の要旨を書く（ただし、基本的に個別理論は不要）
  - (1) なぜその規定が解答となるのか
  - (2) 何を解答するのか]}を自分の言葉で述べる。

(例)『本問では、「○○」、「△△」…の規定が該当する。』  
『本問では、「××」であるため、「○○」、「△△」…の規定が該当する。』
- 2 問題文にある「○○について」の○○に着目する（○○が解答要求事項である）
- 3 なお書き、ただし書き、また書き、注書きの指示は見落とさない。
- 4 様々な「切り口」に対応する。  
各テーマごとの理論体系に合わせ、解答の柱を挙げること。  
〈具体例〉
  - (1) 国内取引と輸入取引（いざれかに限定されているか？）
  - (2) 法人と個人事業者（いざれかに限定されているか？）
  - (3) 原則と特例（原則から解答するか？特例のみで良いか？）
- 5 解答時間に余裕がある場合には、用語の定義などを補足してもよい。
- 6 事例理論に対応するための定型文を暗記しておく。

## (1) 売上げ項目の取扱い

売上げ項目について「消費税の取扱い」「消費税の適用関係」のように包括的に問われる問題では、例えば次のように解答してみると良い。

取引	「消費税の取扱い」「消費税の適用関係」についての解答例
非課税売上げ	○○であるため非課税取引に該当し、××円は課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額に含まれる。
免税売上げ	輸出取引等（○○）となるため、免税取引に該当し、××円は課税期間における課税売上高の計算に含まれ、また、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含まれる。
課税売上げ	○○であるため課税取引（注）に該当し、××円は課税標準の計算に含まれる。また、課税期間における課税売上高の計算に含まれ、さらに課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含まれる。
非課税資産の輸出	○○であるため非課税取引に該当し、△△であるため非課税資産の輸出に該当する。また、××円は課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含まれる。
資産の国外移送	○○であるため資産の国外移送に該当し、本船甲板渡し価格（××円）は課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含まれる。

（注）「課税資産の譲渡等（消費税が免除されるものを除く。）」と表記するとより条文に近い表現として解答することができる。

## (2) 仕入れ項目の取扱い

仕入れ項目について「消費税の取扱い」「消費税の適用関係」のように包括的に問われる問題では、例えば次のように解答してみると良い。

取引	「消費税の取扱い」「消費税の適用関係」についての解答例
国内において行う課税仕入れ	○○は国内における課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。
上記以外のもの 〔免税仕入れ〕 〔非課税仕入れ〕 〔不課税仕入れ〕	○○は国内における課税仕入れに該当しないため、仕入税額控除の対象とならない。(消費税法上の処理はない。)

(注) 仕入れ項目についての取扱いを考える際のポイントは次の2つである。

- ① 国内取引に該当するかどうか
- ② 課税仕入れに該当するかどうか

なお、時間・ボリューム等を考慮し、次の事項を解答するのも良い。

計算方法	解答例
個別対応方式	<p><b>【A対応】</b> 個別対応方式の計算上、課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れとして区分され、課税仕入れ等の税額の全額が控除される。</p> <p><b>【B対応】</b> 個別対応方式の計算上、他の資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れとして区分され、課税仕入れ等の税額は控除されない。</p> <p><b>【C対応】</b> 個別対応方式の計算上、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れとして区分され、課税仕入れ等の税額に課税売上割合を乗じた金額相当額が控除される。</p>
一括比例配分方式	一括比例配分方式の計算上、課税仕入れ等の税額に課税売上割合を乗じた金額相当額が控除される。

### (3) リバースチャージ等の取扱い

リバースチャージ等について「消費税の取扱い」「消費税の適用関係」のように包括的に問われる問題では、例えば次のように解答してみると良い。

取引	「消費税の取扱い」「消費税の適用関係」についての 解答例
電気通信利用役務の提供	<p><b>【国内取引の判定】</b>            ○○は役務の提供を受ける者の住所等が国内であるため、国内取引に該当する。</p>
【仕入（国内事業者）側】  特定仕入れ 特定課税仕入れ	<p><b>【課税の対象】</b>            ○○は国内における特定仕入れに該当し、課税の対象となる。</p> <p><b>【納稅義務】</b>            ○○は国内における特定課税仕入れに該当し、消費税を納める義務がある。</p> <p><b>【課税標準】</b>            ○○は特定課税仕入れに該当し、××円は課税標準の計算に含まれる。（なお、課税期間における課税売上高及び課税売上割合の計算では考慮しない。）</p> <p><b>【仕入税額控除】</b>            ○○は国内における特定課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。 etc.</p>
【売上（国外事業者）側】  特定資産の譲渡等	<p><b>【課税の対象】</b>            ○○は特定資産の譲渡等に該当するため、課税の対象とならない。</p> <p><b>【納稅義務】</b>            ○○は特定資産の譲渡等に該当するため、消費税を納める義務はない。 etc.</p>

## 第1章

# テーマ別理論問題

テーマ別理論問題では、理論グループごとに各個別理論の位置付けを確認し、理論の基礎力を養成する問題は**基礎力養成**として掲載しています。

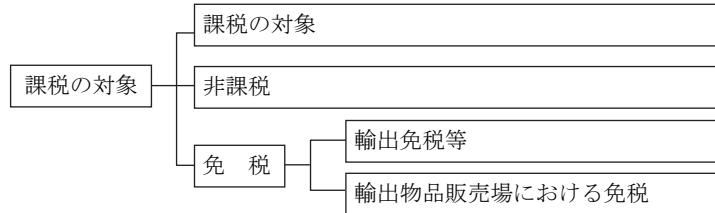
また、近年の本試験レベルの実践的な問題は**実力養成**として掲載しています。

その他、一般的に出題の可能性の低い特殊な理論項目その他については**質疑応答**、**参考**、**研究**として記載しています。

## テーマ1 課税の対象

### テーマ1 課税の対象

#### ◆ 理論体系

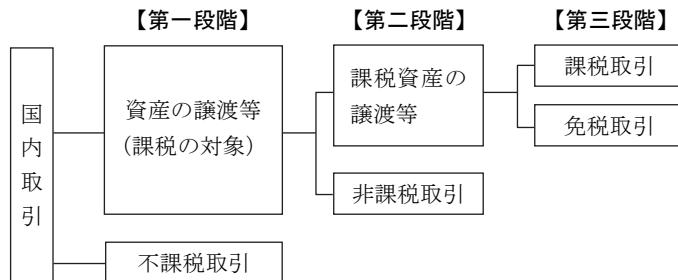


(注) 免 稅

上記の消費税法に規定される免税のほかに、租税特別措置法等においても一定の免税措置が設けられている。

#### ◆ 課税関係

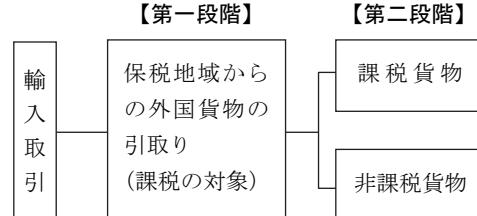
##### (1) 国内取引



(注) 特定仕入れ

資産の譲渡等のほか、特定仕入れも課税の対象とされる。

##### (2) 輸入取引



## 課税の対象（国内取引）

## 基礎力養成

## 定義

--	--	--

消費税法第2条に規定される次の定義について述べなさい。

- (1) 国内
- (2) 事業者
- (3) 資産の譲渡等（資産の譲渡とみなす行為を含むものとする。）

## 解 答

## (1) 国内

消費税法の施行地をいう。

## (2) 事業者

個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。

## (3) 資産の譲渡等

## ① 定義

## ② 範囲

## ③ みなし譲渡

イ 個人事業者

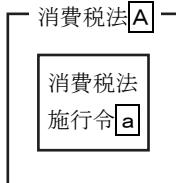
ロ 法人

## 解説

本問において、仮に「消費税法施行令に規定される部分については触れる必要はない。」旨の指示が与えられた場合、上記(3)②の部分について解答する必要はない。

## (注) 法律と施行令の関係

消費税法における法律と施行令の関係は次のようになる。



## テーマ1 課税の対象

### 実力養成

内外判定①

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------

甲社（本店は国内に所在する。）が行う次の各取引が、消費税法第4条に規定される国内取引に該当するかどうかを理由とともに述べなさい。

(1) イギリスに所在する土地を内国法人乙社に譲渡する行為

(2) 特許権を外国法人に貸し付ける行為

なお、この特許権は日本とアメリカの両国で登録されている。

(3) 外国法人に金銭を貸付け、利息を收受する行為

この貸付けに係る契約は甲社の国内財務部で行っている。

(4) 海外の支店に預金口座を設け、利息を收受する行為

この口座の開設及び入出金管理はその海外支店で行っている。

(5) 外国法人に貸付金（内国法人丙社に対して有するもの）を譲渡する行為

この譲渡に係る契約は甲社の国内財務部で行っている。

(6) ゴルフ会員権を外国法人に譲渡する行為

なお、この会員権はアメリカに所在するゴルフ場に係るものである。

### 解 答

#### [ (1)について ]

譲渡が行われる時における資産（土地）の所在場所が国外（イギリス）であるため、国内取引に該当しない。

#### [ (2)について ]

特許権は2以上の国で登録されており、権利の貸付けを行う者（甲社）の住所地が国内であるため、国内取引に該当する。

#### [ (3)について ]

金銭の貸付け等を行う者（甲社）の事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

#### [ (4)について ]

金銭の貸付け等を行う者（甲社）の事務所等の所在地（海外支店）が国外であるため、国内取引に該当しない。

#### [ (5)について ]

金銭債権の譲渡に該当し、その金銭債権に係る債権者（甲社）の事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

#### [ (6)について ]

ゴルフ場等の所在地が国外（アメリカ）であるため、国内取引に該当しない。

## 実力養成

## 内外判定②

--	--	--

内国法人甲社（国外に支店等は有していない。）が行う次の各取引が、消費税法第4条に規定される国内取引に該当するかどうかを理由とともに述べなさい。

- (1) 内国法人A株式（券面の所在場所は日本であり、振替機関が取り扱うものではない。）を譲渡する行為
- (2) 内国法人B株式（券面はなく、日本の振替機関が取り扱うもの。）を譲渡する行為
- (3) 外国法人C株式（券面はなく、海外の振替機関が取り扱うもの。）を譲渡する行為
- (4) 外国法人D株式（券面はなく、振替機関が取り扱うものではない。）を譲渡する行為
- (5) 内国法人E株式（券面はなく、日本と海外の振替機関で重複して取り扱うもの。）を譲渡する行為

なお、決済に係る振替業務は国内振替機関で行われるものである。

## 解 答

## (1)について

譲渡が行われる時における有価証券の所在場所が国内であるため、国内取引に該当する。

## (2)について

振替機関等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

## (3)について

振替機関等の所在地が国外であるため、国内取引に該当しない。

## (4)について

有価証券に係る法人の本店、主たる事務所の所在地等が国外であるため、国内取引に該当しない。

## (5)について

振替業務が国内振替機関で行われるものであるため、国内取引に該当する。

## 解 説

振替機関が取り扱う一定の有価証券等を譲渡した場合には、原則として、振替機関等の所在地が国内にあるかどうかにより国内取引の判定を行う。

ただし、重複上場有価証券等については、次により判定する。

## ① 決済の際の振替業務が国内振替機関等で行われる場合

　　国内振替機関の所在地で判定する。

## ② ①以外の場合

　　外国の機関の所在地で判定する。

## テーマ1 課税の対象

### 課税の対象（輸入取引）

#### 基礎力養成

定義

--	--	--

消費税法第4条第2項に規定される輸入取引の課税の対象について述べなさい。

また、消費税法第2条に規定される次の定義について述べなさい。

- ① 保税地域
- ② 外国貨物
- ③ 課税貨物

#### 解 答

##### [輸入取引の課税の対象]

- (1) 課税の対象
- (2) みなし引取り

##### [消費税法第2条に規定される定義]

- ① 保税地域  
関税法に規定する保税地域をいう。
- ② 外国貨物  
輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。
- ③ 課税貨物

#### イ 定 義

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

ロ 輸入取引の非課税 (M1-3の2)

## 非課税（国内取引）

## 基礎力養成

## 非課税の判定①

--	--	--

次の各取引が、消費税法別表第二（国内取引の非課税）に列挙される取引のいずれに該当するかを述べなさい。

また、課税されるものについてはその旨を述べなさい。

すべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 投資信託の受益証券を譲渡する行為
- (2) 合名会社の出資者持分を譲渡する行為
- (3) 貸付金、売掛金等の金銭債権を譲渡する行為
- (4) 約束手形を譲渡する行為
- (5) 投資信託の収益分配金、割引債の償還差益を收受する行為
- (6) プリペイドカードを譲渡（原始発行に伴うものではない。）する行為
- (7) 日本円から米ドルへの両替業務手数料を收受する行為
- (8) 土地に設定された抵当権を譲渡する行為

## 解 答

## [(1)について]

有価証券の譲渡に該当する。

## [(2)について]

有価証券に類するものの譲渡に該当する。

## [(3)について]

有価証券に類するものの譲渡に該当する。

## [(4)について]

支払手段の譲渡に該当する。

## [(5)について]

利子を対価とする金銭の貸付け等に該当する。

## [(6)について]

物品切手等の譲渡に該当する。

## [(7)について]

外国為替業務に係る役務の提供に該当する。

## [(8)について]

「非課税とされる土地の上に存する権利の譲渡」とはされず、課税される。

## テーマ1 課税の対象

### 基礎力養成

### 非課税の判定②

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------

次の各取引が、消費税法別表第二（国内取引の非課税）に列挙される取引のいずれに該当するかを述べなさい。

また、課税されるものについてはその旨を述べなさい。

すべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 暗号資産を譲渡する行為
- (2) 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（いわゆる民泊）に係る宿泊料を收受する行為
- (3) 手形の割引料を收受する行為
- (4) 保険代理店が代理店手数料を收受する行為
- (5) 海外への送金手数料を收受する行為
- (6) 身体障害者用物品の部分品を譲渡する行為
- (7) 契約上、その用途は明らかにされていないが、賃借人が住宅として使用していることが明らかな建物（賃借期間は1ヶ月以上）につき家賃を收受する行為

### 解 答

#### [ (1)について ]

支払手段に類するものの譲渡に該当する。

#### [ (2)について ]

「非課税とされる住宅の貸付け」には該当しないため、課税される。

#### [ (3)について ]

利子を対価とする金銭の貸付け等に該当する。

#### [ (4)について ]

「非課税とされる保険料を対価とする役務の提供」には該当しないため、課税される。

#### [ (5)について ]

外国為替業務に係る役務の提供に該当する。

#### [ (6)について ]

「非課税とされる身体障害者用物品の譲渡」に該当しないため、課税される。

#### [ (7)について ]

住宅の貸付け（契約で用途が明らかにされていない場合に貸付け等の状況からみて居住の用に供されていることが明らかな場合）に該当する。

## 実力養成

土地等

--	--	--

甲社における次の収入が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、駐車場はいずれも国内に所在し、賃貸借期間は1年間である。

- (1) 駐車場収入 2,200,000円

甲社がアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸している。

- (2) (1)の敷地に隣接した土地の賃貸に係る収入 480,000円

賃借人乙は、賃借したその土地に自らアスファルトを敷設し、駐車場として使用している。

## 解 答

## [(1)について]

- ① 解 答

課税取引

- ② 解答の理由

国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当するため、課税の対象となる。また、甲社は自らアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸しているため、施設の利用に伴う土地の貸付けとして、非課税とされる土地の貸付けから除外される。

したがって、非課税取引に該当しないものとして課税される。

## [(2)について]

- ① 解 答

非課税取引

- ② 解答の理由

国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当するため、課税の対象となる。アスファルトを敷設し、駐車場として使用しているのは賃借人乙であり、甲社は土地を貸付けているだけである。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、土地の貸付けに該当し、非課税とされる。

## 補 足

電力会社の電柱の敷設に係る賃貸収入（道路占用料）は、土地の貸付けに該当するものとして取り扱われるため、契約による貸付期間が1月以上であれば、非課税とされる。

## テーマ1 課税の対象

### 実力養成

保険診療

--	--	--

開業医甲における次の休日診療事業が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、甲は国内において医療業を営んでいる。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金から当課税期間に収入すべき医療保険の診療収入
- (2) 国民健康保険団体連合会からの当課税期間に係る医療保険の診療収入
- (3) 診療を受けた患者が窓口で負担した上記(1)及び(2)の社会保険等に係る診療収入
- (4) 患者がすべて自己負担で診療費等を支払った自由診療収入

### 解 答

[ (1) から (3) について ]

① 解 答

非課税取引

② 解答の理由

国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当するため、課税の対象となる。

国内において行われる資産の譲渡等のうち、健康保険法等に基づく資産の譲渡等に該当し、非課税とされる。

[ (4) について ]

① 解 答

課税取引

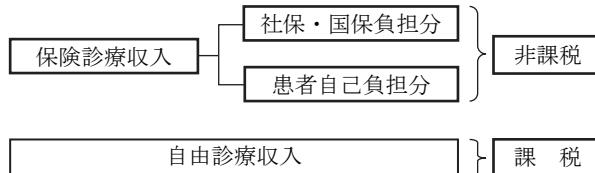
② 解答の理由

国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当するため、課税の対象となる。

また、自由診療は非課税とされる「健康保険法等に基づく資産の譲渡等」に該当しない。

したがって、非課税取引に該当しないものとして課税される。

### 解 説



税理士受験シリーズ  
2025年度版 42 消費税法 理論ドクター

発行日 2024年12月18日  
初版発行  
編著者 TAC株式会社（税理士講座）  
発行者 多田敏男  
発行所 TAC株式会社 出版事業部 （TAC出版）  
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492  
FAX 03-5276-9674  
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 11342P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。